

小賣商許可制の要請に關する基本的理論

深 見 義 一

- 一 小賣商身分團體確立の要請に發する小賣商許可制
- 二 獨逸小賣商政策の基底として的小賣商身分團體確立政策
- 三 職業身分團體の理解
- 四 明日の國民經濟組織
- 五 小賣商の維持政策・保護政策の前提として的小賣商許可制
- 六 計畫經濟的統制強化の要請に發する小賣商許可制
- 七 消費者保護の要請に發する小賣商許可制
- 八 經營合理化（過剩排除）の要請に發する小賣商許可制
- 九 消極論に對する若干の考察
- 一〇 結詞

明日の新しき國民經濟組織に關する企畫こそは、方今識者の胸中に描かれるところの、諸々の重大なる企畫中の一

小賣商許可制の要請に關する基本的理論（深見）

つではあるまいか。それは現在我が國が、未曾有の大事變に遭遇し、東亞新秩序の建設、興亞計畫經濟の遂行に邁進せねばならぬといふ點から見ても當然至極のことである。が然し、斯かる事情が假りに存在しなかつたとしても、資本主義的・自由競争的・非組織的なる經濟組織、經濟活動の極まるころ、漸く其處にその矛盾・摩擦・缺陷の大なるものを生じ、その克服・除去・補正の試みが爲されなくてはならぬことになる、ことが考へられる。乃ち、或は統制經濟主義の採用となり、或は國民經濟再組織の企畫となる所以である。今や我が國の國民經濟は、好むと好まざるとに不拘、鋭き再検討の下に置かれ、新しき組織へと驅りたてられつつある。すべては國運の隆昌と、人々の厚生を索むる眞劍なる努力の發露のみ。最近頗みに活潑に検討さるるに至つた小賣商の許可制も、實は斯うした努力の發露の一つとして見ることを忘れてはならぬ。否、斯うした見方に於いてこそ、小賣商許可制の導入要請が、眞に正しき理論づけの一つを發見するのではあるまいか。私は夙に小賣商許可制の要請を、新らしき國民經濟組織樹立の觀點より(も)試みて居る一人である。即ち、新らしき國民經濟組織の前提となるべき給付團體(Leistungs-gemeinschaft)としての職業身分團體(第三項參照)、之を小賣商に就いて言へば小賣商職業身分團體、すなはち斯かる小賣商身分團體確立のために(も)、小賣商許可制の導入を要請して居るものである。

抑も、譬へば強い風に吹き弄ばれて、常住ならぬ波紋を描いてゐる水の面の様な、あの落着きの無い小賣商の現情を、或る意圖されたる環境の下に置き、何とか改善し、一つのガッチリした小賣商社會層乃至小賣商職業團にまで形成し、其の有てる社會的乃至經濟的機能を十分に發揮せしめ、其の全體社會乃至綜合國民經濟への給付能力(Leistungsfähigkeit)を高揚せしめる様にしたといふ私の希願は、果して方向を誤りたるものであらうか。乃至は果し

て行き過ぎの誹りを受けなければならぬものであらうか。

人が小賣商の社會を以て過剰人口の吸收層であると考へる場合の過剰人口とは、知識・經驗・能力、更に資力等の比較的乏しきところの、他の産業部門より拒否せられたところの人々を聯想せしめることが少なくない。固より、小賣商の業種の如何にもよること勿論であるが、物資の小賣商的配給機能は、斯かる無知・不熟練・無能力・無資力の人々により遺憾無く成就し得られる程、然かく簡單にして粗雑なる存在であるであらうか。一國の生産機構と唇齒輔車の間柄にある配給機構に於いて、其の一大重要段階を形成せる小賣商部門、乃至は一般消費大衆に直接重大なる影響を及ぼす小賣商部門の活動を、斯かる人々に委せて安神し切れる爲政者が、學者が果して在るであらうか。斯かる人々の失敗は必然である。僅かなる元入資金を喰ひつぶし、赤字經營をつづけ、問屋よりの借をふみ倒し、消費者へ迷惑を掛けて店を閉づるのが、斯かる人々の辿るコースである。彼等の中には、失敗して初めて、こんな事なら寧ろ僅かなる元入し得た資金を、初めからその儘細く長く喰ひ延ばした方がましであつた、と、嘆く者さへ少なくないことであらう。若し人ありて、彼の小賣商活動の重要性を忘れ、此の失敗の見透しに眼を蔽ひ、小賣商の社會を目して、世の落伍者の收容所なりとなし、乃至はモット端的に、社會のハキダメなりとする者がありとすれば、私は其の人に對し、小賣商配給機能への深き認識と、失敗・營業讓渡・閉店等の相次ぐ小賣商實際界への深き省察とを、あらためて要請せざるを得ないのである。

小賣商をして眞に斯の重大なる小賣配給機能を遂行せしめ、最も有効に綜合國民經濟に寄與せしむる方法の一つは、小賣商の組織化を試み、綜合國民經濟社會の一構成體としての小賣商身分團體を確立し、其の構成員の質的向上を圖

り、それによつて、その全體經濟社會への給付能力を増加せしめることにあらねばならぬ。換言すれば、全面的に小賣商の組織化を試み、個人として機能を發揮せしめるより、小賣商身分團體の構成員として、其の優秀なる機能を發揮せしめ、團體の形を先にして、有效に全體經濟社會に寄與せしむるところにあらねばならぬ。此の場合、固より個人の創意活動を拒否するのではないが、それを職業身分團體構成員のそれとして要請せんとするのである。而して、斯くの如き組織化、斯くの如き職業身分團體の確立のため、其の前提として是非とも考慮されねばならぬものが、小賣商の許可制であり、小賣商の職業身分團體を其の使命に相應はしき構成員を以て構成し、此の業級に他より無縁の人士の流れ込み來るを防ぎ止め、小賣商の能力・人格を一定水準以上に保持せんがため、最非とも導入されねばならぬものが、小賣商の許可制であるのである。

二

既に私が所在紹介の筆を執り來りたるところであるが、行論の必要上、更に詳しく言へば、それが私の思想的背景を成すものであり、且つ又私の他の箇所の説明の不足を補ふものであるがため、ここに暫らく、小賣商身分團體確立政策に關し、ナチスの採れる政策を紹介することを許されたい。

アドルフ ヒットラー (Adolf Hitler) によりて代表さるる國民社會主義獨逸労働者黨 (Die Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei = NSDAP) は、豫ねてより其の綱領第十六條に於いて、(1)健全なる中産階級の創設と保持、(2)百貨店の即時公有化、及び小營業者に對する其の低廉なる貸與、(3)官廳購買品に於ける小營業者の優先納入權、等

を要請し、中産小賣商への深き關心を示して居た。一九三三年一月三十日夜のあの記念すべきヒットラー内閣成立に次ぎ間も無く、同内閣は五月十二日附立法を以て、小賣商保護法 (Gesetz zum Schutze des Einzelhandels) 及び小賣商保護法施行令 (Verordnung zur Durchführung des Gesetzes zum Schutze des Einzelhandels) なるものを制定し、ナチス黨の豫ねての公約を或る程度まで履行し、獨逸小賣商政策の動向を示すところがあつた。其の後、保護法の方は數次の改正を經今日に至つて居り、施行令の方は三三年十一月二十八日第二次、三四年七月二十三日第三次の施行令公布となつて今日に至つて居る。保護法と施行令とを合せて窺はるる立法の目標は、(1) 小賣商の經濟的窮迫危難の防衛、(2) 中産階級存續の保障、(3) 小賣商身分團體の確立 (der Aufbau des Einzelhändlerstandes) (此の目標は當初は確認されて居らなかつた。) の三つにあり、此の目標に到達するため採られたる手段は、(a) 大規模小賣商への制壓、(b) 小賣商の過剩防止、(c) 小賣商の質的向上 (此の手段は當初は採られなかつた。) の三つであつた。

前掲二つの法令の最初の公布當時、小賣商は經營困難に加ふるに、大規模小賣商より來る脅威危難に甚だしく脅やかされて居た。彼等が形成して居る中産階級は爲めに其の存續も覺束なく見えた。乃ち、五月十二日附法令の公布となり、大規模小賣商への制壓、小賣商過剩の防止が試みらるることとなつたのである。而かも其の小賣商保護法の前書きにも明らかなる如く、該法は初めは實に過渡的準則 (Übergangsmaßregel) として公布を見たのである。従つて例へば小賣商販賣所の設立禁止にしてもが、それが初めは或る期間を限つての禁止であつた。然るに、それが其の後數度の改正の後、三四年十二月十三日の改正に於いて、終に、無期限の禁止、永久的禁止となつてしまつたのである。私は此の間の變遷、此の間の動向を非常に重視する。そして私は此の裡より、一はナチスの小賣商統制策が永久的政

策として確認されたること、一はナチスの小賣商身分團體確立政策が之により確認され具體化されたことを讀み取るべきであると考へるのである。

之より先、己に業に、同年七月二十四日附第三次小賣商保護法施行令は、從來小賣商の許可規準たりし必需主義を排し、之に代ふるに能力人格主義を以てし、小賣商許可規準の變改を試み、小賣商身分團體の確立を企圖することになつて居たのである。ここに必需性 (Bedürfnis) とは、許可出願者の經營經濟的の必要を指すものではなく、然らずして、公衆、一般消費者の國民經濟的乃至消費經濟的の必要を指す。即ち、それを決定する標準は一に公共利害關係 (Öffentliche Belange) に置かれる。又、能力 (Befähigung)・人格 (Persönliche Zuverlässigkeit) とは、許可出願者の専門的知識 (Fachkunde) 乃至彼に於ける合秩序的經營を確保すべき人格性を指す。よつて詳言すれば、初めの様に、現在の小賣商の經濟的窮迫危難の防衛、中産階級の保持を目標とし、現員保護を主眼とした間は、大規模小賣商の制壓、過剩防止の手段もよろしく、従つて必需主義の採用も當然であつたのであるが、漸次小賣商政策の確立と共に、小賣商保護法の根本精神が、小賣商身分團體の確立發展の方に向けられる様になつて來ると、必需性必らずしも必要ならず、寧ろ職業身分團體の確立發展のためには、質的向上を狙つた能力人格主義を採用することが必須となつて來、第三次小賣商保護法施行令に於いてすでに此の主義を第一義的に採用し、之によつて、新らしく根本的に方向づけられたる職業身分團體確立に向ふことになつて居たのである。

小賣商保護法施行令は、既に第二次改正の際、能力主義への轉換を示して居たが、第三次改正と共に、終に第一義的に能力人格主義を採用してしまつた。即ち、小賣商の許可供與を當該出願者の能力證明及び人格的信賴に係はらし

むることとし、能力人格主義を採用することとなつた。斯くて、素人・無經驗者を排し、能力・技術あり、人格の具はれる商人のみを、小賣商身分團體の構成員とし、以て其の質的向上を計らんとするところ、而かも能力・人格を具備せる者には、出来るだけ自由に其の道を開き、商業子弟の前途を光明あらしめ、兼ねて又ナチスの給付原則の確認を爲さんとするところに、獨逸小賣商政策の方向が見出されねばならぬのである。

繰返して言ふが、斯うした動向の中に、小賣商保護法及び施行令が、其の制定當時、専ら小賣商の對症的恐慌防衛と、其の間的小賣商の存續保障を目標としたところ、終に獨逸小賣商の職業身分團體確立を目標とするに至り、終に過渡的準則より、永久的根本法に形成さるるに至れることを看取しなくてはならないのである。更に言へば、小賣商身分團體の確立政策の採用によつて、終に、斯の立法が永久性を帶ばしめらるるに至れることを看取しなくてはならないのである。而して、此の間の動向こそ、初めて小賣商許可制の立法を試みんとする者の、十分考慮に入るべき事柄ではあるまいか。上來私の試みたる紹介の意義は實にここにあり、私は實にここに、小賣商許可制立法が、小賣商身分團體確立政策より要請さるべき一例を見出し、ここに世の識者の注目を求めんとする次第である。

尙、必需性主義より能力人格主義への斯の動向が、ナチスの理想、ナチスの小賣商身分團體確立政策の採用より結果する當然の歸結であると考へることに於いて、私は毫も懷疑的であるわけではないが、而かも纏つて考ふるに、必需性主義といふものが、抑も、實際問題として果してよく摩擦なく疑義なく實行を見るや否やについては、理想とか政策とかいふことから離れ、技術上の問題として、大いに疑ひ無きを得ないのである。

必需性とは、前述の如く、公衆の立場より見て、問題となる小賣商販賣所に消費者的需要性があるかどうかの問題

であり、多過ぎるか少な過ぎるかの所謂過剰の問題である。固より業種にもよること勿論であるが、今日の如く交通の發達し、顧客範圍乃至顧客圏の判定の困難なる時代にありては、實際問題として、或る問題となる小賣商販賣所が多いか少ないか、之に必需性が存在するかしないかは、中々判るものではない。獨逸小賣商保護法施行令第三次のもの、必需性の問題を第二義的に取扱ひ、能力・人格の證明せられる限りはよろしい。過剰になつてもよろしい。但し或る非常なる過剰 (aussergewöhnliche Übersetzung) を來す場合だけはいけなく、としてゐるのは、之を實施技術的に見ても賢明である。蓋し非常なる過剰なる限りに於いて、十日の見るところほぼ誤り無き健全なる常識的判斷が許され得るからである。尤も、ナチスは大規模小賣商については、今後絶対に許可を與へぬ方針であり、また其の故に、過剰の場合も之に關するだけは普通の過剰としておき、當局者がただ過剰と判斷しさへすれば(但し法文上は、必需性の文字を用ひて居る。)許可なり難きを規定して居る。此の場合の (普通の) 過剰といふのは蓋し許さざらんが爲めの條件であり、前段の非常なる過剰とは蓋し許さんが爲めの條件である。此の點、齎しく許可制を要請する者の中、主として小賣商過剰防止の立場より、之を要請せんとする者、即ち所謂數制限論者(資格制限論者)への一つの示唆たるべきを信するのである。

(年報商學研究(五)所載拙稿「獨逸に於ける小賣商統制政策の動向」及び内池博士の共著「小賣商許可制の研究」参照)

三

身分團體 (Stand) といふのは元來複數の概念であり、正確に言へば身分諸團體 (Stände) であり、一つの國民共同社會 (Volksgemeinschaft) はいくつかの身分團體を其の構成部分としてゐるとの考へのものである。小賣商の職業

身分團體があれば、卸賣商のそれが、斯かる商業者の職業身分團體があれば、他方に手工業者のそれ、農業者のそれ、等々があらねばならぬ。第一項に於ける私の小賣商身分團體形成に關する希願は、從つて、ただ小賣商のものだけが出來ればよいといふのではない。他の業級に於いても、其の確立が同じく希願される。ただ小賣商の場合には現實が餘りに此の希願目標より遠ざかつてゐるだけに、それだけ之を強調する必要を認めるのである。また私が聊さかなりとも此の方面の研究に従事してゐる關係から、他の業級に於ける希願は他の専門家に委せるとしても、此の方面の希願は、私として、切實に爲さねばならないことを思ふのである。ギョーベルズ (Dr. Goebels) が一九三四年のライヒ文化會議所 (Reichskulturkammer) の集會に於いて爲せる立言、「文化職業 (Kulturberufe) はライヒの爲めに組織されたる最初の身分團體である。此の試みは必らずや成功すべく、その成功の曉きには、獨逸民族爾餘の部分の身分團體的構成は、ただ短時日の問題となり了るであらう。」を想起するにつけても、私は此の場合の文化職業の言葉に置き代へて、小賣商業なる文字を挿入し、之をそのまま私等の立言と致し度き衝動にさへ驅られるのである。

西歐にては、紀元前後より八―九世紀頃まで、貴族、自由民、非自由民等の身分團體があり、其の間には半自由民 (被解放者) 等のそれも介在した。中世以後は、貴族・僧侶、下級貴族・騎士、市民等の身分團體があつた。身分團體を特權階級と考へることは、妥當であることもあれば、妥當でないこともある。一つの身分團體に屬したる場合、其の團體の種類により、或る特權を享受し得ることもあるし、得ないこともあると考ふべきであらう。近世國家の成立は、一應之を解體したかに見えたが、しかし概ねそれは、ただ其の有てる硬直せる排他性を排したるに了り、根本的に之を解體せるものではなかつた。

ところで、今ここに私が問題として居る、新らしき意味の身分團體、所謂二十世紀の職業身分團體とは、抑も如何なる性質のものであるか。先づ之れを古き概念に於ける身分團體との對比に於いて見るに、古への身分團體は、所謂 *Kaste* の性質を帯べるものであつて、相續的身分團體、族籍身分團體であつた。他の言葉を以てすれば、所謂出生身分團體 (*Geburtsstände*) であつた。之に對し、新らしく提唱さるる職業身分團體とは、一つの國民社會に於いて、同種職分を擔當しつつある者どもの構成せる職業層乃至業種團を意味するものであつて、所謂文字通りの職業身分團體 (*Berufsstände*) である。其の團體の特性は從つて、該團體が國民社會内にて、如何なる地位、如何なる資格、就中如何なる職分を以て、全體に奉仕するかによつて、決せられる筈である。更に、古への身分團體は概ね上下的階級層を想はしめたが、今日の職業身分團體は、此の清算を試み、同位的・竝立的業種層を觀念するものである。各業種に於ける個別の經營者は、それぞれ、其の職業層乃至業種團の中に包容せられ、業團又は業級の形にて身分團體を構成し、之等の各職業的身分團體が多數、同位的・竝立的に、而かも有機體的に結合し、そこに一個の國民全體社會を形成することを考へるのである。

今ここに、新らしき職業身分團體 (*Berufsstände*) を數語を以て定義づけることは極めて困難であるが、敢へて假りに之を試みるならば、職業身分團體とは、一つの國民全體社會の存在を前提とし、其の中に在りて、其の國民全體社會の存續發展の爲め、捧ぐべき給付乃至奉仕の種類を同じくする者が、其の給付職分乃至奉仕職分に緣り形成する、給付的・奉仕的・職分的團體であるといふことが出来ようか。即ち、職業身分團體は先づ一つの國民全體社會 (*Das Ganze der Volksgemeinschaft*) を前提とする。詳言すれば、全體 (*Das Ganze*) 乃至國民的生活全體 (*Völkische*

Lebensgantheit)を前提とし、其の中に在りて、其の決定するところに従ひ、之が構成部分として、之と有機體的不離の關係に於いて、存在するのである。國民生活全體を前提として存在するが故に、職業身分團體を一種の生活圈(Lebenskreise)と見ることも可能である。全體の決定に俟つ點に就いては、フイエテ(J. G. Fichte)による「全體より決定さるる身分團體……(durch das Ganze ihm bestimmten Stande, ……)」なる立言を想起すべきである。

國民全體社會と之が構成部分たる諸職業身分團體とは、有機體的不離の關係にある。諸職業身分團體の單なる集積乃至總和が國民全體社會を構成するのでなく、國民全體社會の有機體的構成部分として諸職業身分團體が存在するのである。此の關係は、國民全體社會と、それを構成せる大別の、綜合職業身分團體(Gesamtsände)たる文武官吏身分團體、宗教家・科學者・藝術家・醫師等の文化活動者身分團體、經濟活動者身分團體、法律家・教育者等の教化者身分團體、等との關係に於いても、また之等綜合職業身分團體と、其の下の小別の、部門職業身分團體(Teilstände)との關係に於いても、更にまた、之等部門職業身分團體と其の下の各個人構成員との關係に於いても、すべて同様であらねばならぬ。私等は此の關係を職業身分團體的構成(Ständliche Gliederung)と謂ふ。

更に、職業身分團體は、ただそれを包容せる國民全體社會の存續發展に給付し、奉仕することによりてのみ、其の存在理由を有つものである。アドリアン(Dr. Theodor Adrian)は曰ふ。「全體のため、國民繁榮のため奉仕してこそ、商業身分團體は存在理由を有つ」と。國民全體社會への奉仕を最高目標とするが故に、自由主義的觀念に發する利益團體であつてはならない。全體への給付を生命とするが故に、斯かる職業身分團體は自ら給付團體(Leistungs-gemeinschaft)たるの性質を具ふことになる。ナチス學者が、職業身分團體確立政策を以て、ツンフト的方向を指

示するものにあらず、ナチスの給付原則の要請の一顯現であると稱して居る所以である。ここに謂ふ給付原則 (Leistungsprinzip) とは、各個人乃至各職業身分團體が、國民全體社會の構成員として、其の全體の存續發展、厚生福祉のために、自己給付能力の最大發揚を要請せらるるをいふ。

尙また、其の職分は廣義の職業により決定さるるが故に、斯かる職業身分團體は文字通り職業團體 (Berufsgemeinschaft) たるの性質を具有する。職業 (Beruf) は、此の場合、職分領域・使命 (招命) 領域を決定するものとして、極めて重要な意義を有する。新らしき職業身分團體を職業團體として把握することの重要性は、之を今一度古への市民身分團體 (Bürgerstand)、中産身分團體 (Mittelstand)、労働者身分團體 (Arbeiterstand) 等と對比して見るとき自ら分明となる。即ち、古への斯かる團體は一種の社會層に過ぎず、其の意味するところは、その生活様式、收入・支出等の、社會層的特徴、乃至粗笨なる經濟的特徴以外の何物でもなかつた。そして、屢々私等に聯想せしめたるものは、夫の悲しき社會的對立・階級的闘争であつた。労働者團體といふも、實質は無産者團體 (Proletariatsstand) でしかなかつた。今日の職業身分團體の觀念でいへば、すべては其の職分に於いて、全體に對する奉仕者であり、労働者であるべきであるが、斯かる意味の労働者とは凡そ異りたるものであつた。今日の職業身分團體は先づ全體への名譽労働を想起せしめる。そして企業者も使用人も労働者もすべて同一職業身分團體中に包容せしめる。聯想せしむるものは、社會的對立抗争でなくて、全體に對する有機體的共同的奉仕である。

(Haupts. i. Vgl. m. "Vom Wesen ständischen Rechtes" v. Dr. Christian Vogel.)

如上の解釋に基く職業身分團體、之を小賣商に關して言へば小賣商身分團體こそ、正に私がその確立を翹望し提唱

するところのものである。前述の如く、小賣商許可制の要請は、此の小賣商身分團體確立政策確認の上に、其の最も鞏固なる理論的根據の一つを發見するのではあるまいか。

四

小賣商の許可制を前提とし、前項解釋の如き小賣商身分團體を確立したる上、然らば、我が國の新らしき國民經濟組織を、如何なる行き方にて、再編成すべきであらうか。之に關する一應の見透しをつけずして、小賣商の許可制を要請し、小賣商身分團體の確立を提唱するときは、恐らく畫龍睛を點ぜざるの誹りを免れないであらう。乃ち、本項の目的は、小賣商許可制に發し、小賣商身分團體を通じ、明日の我が國國民經濟新組織を如何にすべきかの、一應の試案を開陳するにある。

抑も、現今我が國に於いて私等は、小賣商團體の現存組織として、同業組合・商業組合の二つのものを有つてゐるのであるが、之等は上來理解し來りたる小賣商身分團體組織として、果して適當なるものであらうか。之に就いての議論は、現在其の認識の深さは別として、相當活潑に行はれつつある。先づ同業組合に關しては、小賣商身分團體として、その性質上相當の適格性を有つことが認められるのであるが、一面現在の如き法律規定のみにては、未だ不満足なるものでしかあり得ないといふ意見が行はれて居る。また協同組合的共同事業を擔當し得ざるところに其の缺陷が見出されるとの指摘も爲されて居る。次に商業組合に關しては、現在餘りに協同組合的になつて居て、職業身分團體的性格に缺くるものがあるとの評が與へられて居る。今之等の議論の詳細なる紹介に入るとは私の本稿の目的よ

り餘りに枝葉に入る嫌ひがあるから之を措くが、若し之等の批判指摘が或る程度まで承服せらるべきものであるとすれば、同業組合も商業組合も共に現状を止揚されねばならぬこととなる。之に關し大野信三教授の如きは、兩者共に同時に進歩的に、解消さるべきであるとの主張を堅持して居らるる。

私は、よつて、小賣商許可制を前提として組織さるるところの小賣商身分團體につき、ここでは之を同業組合の名を以て呼ぶことを避くると共に、また商業組合の名を以て呼ぶことも避くるとしたい。乃ち、私は此の組織體をここでは小賣配給者團體の假稱を以て呼ぶこととする。此の假稱小賣配給者團體は、私の見るところ結局、地域的のものと同業的のものとの二本建にならねばならぬ。ここに二本建といふは、選擇的なる意味でなく、常に重複的なるべき意味である。二本建の中の地域的のものは、取扱商品を同じくし或は異にするところの小賣商が、一面に於いて、地域に縁つて組織する團體であり、業種的のものは、地域を同じくし或は異にするところの小賣商が、他面に於いて、同業に縁つて組織する團體である。私は此の場合に於ける前者の地域的なる團體を、夫々所在地名を冠して何地小賣商會議所と假稱し、後者の業種的なる團體を、夫々取扱商品名を冠して何品小賣配給者組合と假稱することとする。即ち、各小賣商は此の二本建の兩者に、地域的及び業種的に、重複して、強制的に必らず藉屬すべきことが要請される。而かも、各業種團體の内部にては、適當に協同事業組織を認めることとし、會員を甲種會員及び乙種會員の二種とし、甲種會員は業種團員たると共に、協同事業團員たるとし、乙種會員は單に業種團員たるとする行き方を採らねばならぬものと信ずる。尙ほ兼業の場合は、何れか一種を主業と定め、其の主業の業種團體には必らず屬することとし、他の兼業業種團體に對しては隨意參加し、同じく甲種會員・乙種會員となりて活動することと

して行けばよろしいものと考へる

斯くして二筋道となりたる何所小賣商會議所と何品小賣配給者組合とは、例へば府縣市位ゐの適當の大いさの所に一度之を合流させる。此の合流機關は其の大いさの地名を冠して、之を何府縣市經濟公會と假稱する。

斯くの如く地域的なる何所小賣商會議所及び業種的なる何品小賣配給者組合は、府縣市位ゐの大いさに於いて一度合流するけれども、それはそれとして、更に地域的・業種的に夫々の道を進み、全國的大いさの聯合團體にまで至る。其處で前者は全國小賣商會議所乃至中央小賣商會議所となり、後者は全國何品小賣配給者組合(聯合會)となる。

斯くして二筋道にて全國的大いさにまで至りたらば、今度は更に其の大いさに於いて之を合流させる。此の全國的合流綜合機關は之を帝國經濟公會と假稱する。

既に鋭敏なる讀者の氣付かれたるところの如く、此の帝國經濟公會の考へ方は、獨逸に於けるライヒ經濟會議所(Reichswirtschaftskammer)の行き方を参照せるものである。經濟會議所の名稱は、地域的・業種的二本建の中の、一方の地域的の方のみを想はしむる嫌ひ無きにもあらずであるから、別の名稱を用ひ度く、ここには帝國經濟公會の假稱を用ひ居る次第である。尤も、地域的團體に經濟會議所の呼稱を用ひざるに於いては、此の配意の必要は自ら解消するわけである。尙ほ、私の所謂帝國經濟公會は、其の構成部分として飽くまで職業身分團體を要請し確認するものであるから、之をまた帝國職業團院などと命名しても差支へ無きわけである。更に勿論、此の帝國經濟公會乃至帝國職業團院の中に於いては、單に小賣商關係の全國小賣商會議所と、商品分類の數だけ其の數のある全國何品小賣配給者組合(聯合會)が合流するばかりでなく、卸賣商關係のそれも合流する。また商業者のそれに對して、手工

業者・工業者等の全國的聯合團體の参加もある。斯くして綜合さるる全經濟活動者身分團體が、或る一つの分類方法に於いて、部門職業身分團體 (Teilstände) に對して、綜合職業身分團體 (Gesamtstände) と稱され得ることは、既に前項に於いて觸れたるところの如くである。又、かうした綜合職業身分團體たる經濟活動者身分團體が、他の文武官吏身分團體、文化活動者身分團體、教化者身分團體等と共に、國民全體社會を構成する大別の、綜合職業身分團體を成すものであることも、同じき箇所にて觸れたるところの如くである。

下、職業身分團體の地域的・業種的組織に初まり、上、帝國經濟公會乃至帝國職業團院に綜合さるるところの此の組織こそ、識者の検討を要請し得べき、明日の國民經濟組織の一つの型ではあるまいか。斯うした明日の國民經濟再組織の前提として見るとき、小賣商の許可制が更に重大なる意義を以て私等の眼前に浮び上つて來るのを覺ゆるのである。

五

小賣商身分團體確立の提唱は、國民全體社會が其の構成部分として小賣商身分團體を認定し、其の存在を要請することを前提とし、同團體を保持改善することを豫想する。

小賣商身分團體の認定は小賣商そのものの認定を前提とする。ここにいふ認定とは理想の問題であり、事實の問題ではない。抑も、小賣商を定義づける根本的なる要素は、其の賣先の相手方が最終消費者乃至究極消費者 (Ultimate consumer) なること、其の取扱ふ商品が最終消費財 (Goods for final consumption, or goods for consumer use, 即

ち (Consumers' goods) なること、之があるから、一つの國民經濟組織内の小賣商の地位は、小賣商とは配給活動の最終段階を擔當するものなり、との解釋に於いて理解することが出来る。斯かる地位の小賣商の事實としての存在は、生産と配給と消費との分業存在、従つて生産者と配給者と消費者との分離存在を前提とするものであるが、此の點、遠き將來はいざ知らず、長き過去、現在、近き將來に於いては、此の前提は、事實によつて證明されてゐるものと見るべきである。勿論其の間、生産・配給・消費領域の合成運動、生産者・配給者・消費者の一體運動化が無いとは言へないが、之等のものがたとへ有るとしても、大局に影響することは少いものであると見るのが妥當であらう。乃ち、配給活動・配給擔當者の獨立存在といふことが事實によつて證明されるとなると、其の最終鎖を成す小賣活動・小賣配給擔當者の存在も自ら證明される。従つて、小賣商の事實としての存在が認識されることになる。但し、此處迄ではよろしいが、私等は此處迄で來たとき、此の小賣商の事實としての存在認識といふことと、バラグラフ冒頭の小賣商其のものの認定とは自ら異なる概念であることに氣付かねばならぬ。即ち、斯く事實上存在するところの小賣商に就き、其の存在を理想として果して認定すべきやのことが問題とされねばならぬ。

小賣商認定の問題は、理想の問題であり、世界觀の問題である。此の點、ナチスの世界觀は明瞭であり、國民全體社會の繁榮福祉の爲め、中産小賣商の存續維持は不可欠なりと斷定して居る。我が國に於いても之に關し判然たる斷案が欲しい(伊藤重治郎教授は既に之を稱へ、趣的に解釋して居らるる。)。國策的理想斷案無くして、ただ時々國家の小賣商政策を行き當りバツタリに批判することは、方角を辨別せずして徒らに船舶の針路を云々するが如し。此の點、配給擔當者たる小賣商の重大經濟的特質、中堅社會層構成者たる小賣商の社會的特質、堅實思想の保持者たる小賣商の政治的特質、等々に鑑み、其の

存在を望まじきもの、あらまほしきものと認定し、其の保持を理想として斷定することは、蓋し妥當なる考へ方ではあるまいか。斯うして、小賣商の認定を見て初めて、小賣商身分團體確立の希願が生れ、其の實現の爲めの小賣商許可制の要請が起り、又其の實現をまつて明日の國民經濟再組織の企畫が爲されるのである。

尙、小賣商の存續が國策として決定を見るときは、自然小賣商の保護の問題が起つて來る。巷間既に久しく、小賣商保護の聲が當業者自身の口より叫ばれるのを聞くが、保護が政策として採用さるる以上、其の保護は國策としての保護であるべきこと言ふまでもなからう。叫ぶのは當業者でも、學者でも、政治家でも官僚でも差支へないが、其の保護は當業者の立場よりのみ見たるものでなく、國民全體社會の立場より見たるものにて、國民全體社會の繁榮福祉の爲めに、國策上眞に望まじきものとして認められたるそれなることを要するのである。更に、國策上の保護を實施するに方つても、飽くまで當業者の自助的活動を約束せしむべき方法、當業者の給付能力高揚を齎らさしむべき方法を講じ、當業者の依頼心・偷安心を増長せしむることに了らざる様配意しなくてはならぬ。「自助に到るまでの救濟」といふスローガンも一應通るが、斯かる救濟の過渡的・限定的なるべきことは何處までも忘れてはならぬ。國家社會は一面互助の制度 (*l'institution d'entr'aide*) なるを以て、或る程度の救濟保護は容認されるのみならず、また要請される。然しそれが寄生主義 (*Parasitisme*) の形態を採るに至つてはお終ひである。

斯く、一面に於いて、小賣商の國策的保護の決定・實施に對する配意が爲されるときは、之に對し他面に於いて、其の對象となる小賣商の業級自身が、斯かる保護政策に値ひするものとしての整備を要請されることは蓋し當然である。エドガー・ヘンチェル (*Dr. Edgar Heitschel*) の議論には批判の餘地もあるが、また傾聽すべきものをも藏し

て居る。曰く、「國家は小賣商保護に關してはただ相對的の利害關係のみ有つ。即ち、其の利害關係は、小賣商が眞に生活力あり、經濟上自力更生の爲め只だ國家により或る程度の活力注入をするだけといふ限りに於いて存在する。：自立の爲め或る程度の努力をも爲さざるところの中産階級の存續を、他階級の費用もて補助するところまでは及ばない」と。即ち、小賣商業級の淨化は試みられ、質的向上は當然に努力されねばならぬことになる。乃ち、小賣商許可制を施行し、能力試験制度を導入し、構成員を一定水準以上に維持することが、小賣商の維持政策・保護政策實施の前提としても考へられる次第である。然り、私はここには前提と言ひ、手段とは言はない。小賣商の保持振興政策の關聯に於いて説かるる小賣商許可制は、多く手段としてのそれであるが、それは又それとして議論が成り立つ。

(許可制を手段として無資格者に因る過剩を排し、有資格者を保護する。第八項参照。)ただ私はここには、斯かる保持振興政策は一應小賣商業級の前述の如き整備を前提とする。此の整備ありてこそ、保持振興政策が意義づけられるものである、との考へ方を試みたのである。蓋し、現實の如き玉石混淆の小賣業界に對しても、なほ且つ保持振興政策の手を延ぶるの要ありや、との疑問は、有力にして直ちに之を一蹴してしまふことが出来難いからである。

六

小賣商許可制の要請は、ただ單に小賣商身分團體確立の希願のみより發せられるものではない。小賣商身分團體確立の希願といふ一面理想的色彩濃厚なる如く考へらるる理由とは別個に、現下の我が國民經濟運行のため、換言すれば、東亞新秩序建設・興亞計畫經濟完遂のためといふ極めて切實なる理由よりも其の要請が發せられる。すなはち、

刻下配給統制・價格統制の益と強化されんとするとき、人的・物的資源の日滿支配分の益と計畫的ならんとしつつあるとき、此の關聯に於いても、小賣商許可制の要請が強調されるのである。而かも此の關聯に於ける要請は眞に現時現實の事情を背景とするものなるが故に、私等は之に直面し、之が檢覈考慮の居催促を受けて居る形である。今春内池廉吉博士を會長とする商工省小賣業改善調査委員會が更めて此の小賣商許可制の問題を取り上げ、其の審議を開始するに至りたることは、蓋し、此の間の事情に徴して、割切機宜の處置たることを信ずるものである。

支那事變に關聯し、統制經濟は益と強化されて行く。物資は原料の初めより既に計畫的に按配せられ、軍需・外需・内需の各部門に計畫的に流入せしめられる。小賣商の關聯する内需品につきては、今や生産・配給より消費の段階にまでわたりて、高度なる數量的・價格的統制が強行されんとしつつある。斯かる際、國家が配給統制・價格統制の圓滑なる運行を思ふとき、先づ考ふべきは適正なる配給擔當者の確立である。合法的・合秩序的活動の信賴さるる配給擔當者の確立である。物資の配給に方り、配給切符制・公定價格制を遵守する者、買溜め・賣惜み等の反秩序的行為を爲さざる者の確立である。此の確立を得て初めて、國家は配給統制・物價統制を之に行ひ、其の指導と監督を爲し得るのである。又、此の確立を俟つて初めて、配給者の系統づけ、段階づけを試み、配給全機構の整備・統轄を期し得るのである。適正なる配給擔當者の確立は、許可制の導入によりて初めて實現し得るところである。這次事變に關聯して、刻下の急務として、許可制の提唱さるる所以である。此の點或は、敢へて許可制を導入せずとも、既存乃至改正の組合制度の強化により、ほぼ同一の効果を擧げ得べきではなからうかとの疑問が、一部の方面より提出されるかも知れないが、私のここに言へるは、先づ斯かる組合の前提たる組合構成員に關する要請である。許可されたる配

給擔當者による組合構成につきては、既に第四項に於いて提唱するところがあつた。私は斯かる組合組織の前提として、其の構成員たるべき者の許可制の導入を考へるものである。従つて組合と許可制とは何等背反せず、否むしろ、許可制を俟つて組合の基礎は彌々鞏固になるべきを信ずるものである。而かも、許可制の助けを籍らざる場合の組合による組合員統制が、同業者間の實際問題として、屢々不徹底に陥いる嫌ひある事例の存するを聞くと、私の此の信念は一層深くなるのみである。

如上の理由に基く許可制の要請は、配給段階的にも、將又業種的・地域的にも、當然、統制の全領域に及ばねばならぬものである。即ち、配給段階にしてもが、元賣・卸賣・小賣の全段階にわたり、其の許可制の要請が及ばねばならぬものである。それにも不拘、實際問題として、小賣商部門の許可制のみが先づ特に考慮され要請される所以のものは、此の經濟統制強化以外の理由に於いて、尙ほ小賣商に關する理由が多く且つ強く存在することに求めなくてはならぬ。即ち、前述せるもののみにつき之を見るも、小賣商業級の餘りの不確立なるに基くその確立の要請、同業級の維持・保護の要請、等が強く存在する。その他、消費者の保護の立場よりも、之に直接する小賣商の許可制が要請される。かうした諸理由の綜合的觀察に於いて、今ここに許可制なるものを順を以て導入するとせば、先づ小賣商の分野に於いて之が要請されることとなる次第である。

故に尙ほ、小賣商の中につきても、職業身分團體確立の要請などの比較的弱き部分、例へば行商・露店商等につきては、經濟統制の上よりのみ見れば、同列の要請の下に置かるべきであるのに、許可制導入の實際問題としては、順を後廻しにさるる理由が成り立つのである。只然し、アメリカにては一八九四―九年、一九〇八―十二年、一九二一

一五年の三回にわたる不況時に於いて、行商界に業者の非常なる氾濫を見、爲めに惹ひて定住小賣商が大脅威を受けたことがあつた。斯くの如く、行商の營業が定住小賣商の營業を脅やかす如き事態の發生し、乃至は既に存在せるときには、行商の許可制も亦別の觀點より要望されるであらう。現に東京市に於ける織物類行商、生鮮食料品類行商等は、既に相當深刻なる業界の問題となつて居る。斯かるものに對する立法的技術としては、許可制法規の草案に方たり、行商の分だけは、其の行爲の行はるる府縣の長官に豫め許可制導入權を認めて置くといふ事にしたらよからうと思はるる。露店商については、配給上のインテグリティ尊重の上より、寧ろ之を文字通り禁止すべしと説く學者さへあるのであるが、一般には、許可制より除外し、之を一種の自由領域として放置しておいても差支へなからうといふ意見が行はれて居る様である。尙、私が行商・露店商を一應許可制の外に置かうとする理由は、(1)前にも少しく觸れたる如く、此の業者の水準を小賣商身分團體構成員の水準と別個に考へること、(2)此の世界だけは社會政策上、之を人口流動の一時的プールたらしめようとする事、等に存する。

翻つて、卸賣商の許可制を見るも、本項開陳の經濟統制強化の理由のみよりすれば、同じく其の導入が要請さるる次第であるが、他に、(1)卸賣商が目下或る種の配給段階整理案を前にして不確定なる地位にあり、従つて其の許可制を此の整理後に導入しても遅くはないと言ひ得ること、(2)特殊なる技術と相當なる資本を要するため小賣商ほど業級不確立の弊の無いこと、等々の事情が存在するので、やはり前述の如く各種の事情を綜合的に觀察するといふ行き方をとるとき、強ち小賣商と同時にやらなくてもよからうといふ結論が出て來る次第である。ここに或る種の配給段階整理案とは、單純商品部門の卸賣商活動を、小賣商業組合を以て代行せしめんとするの案である。此の問題は配

給統制乃至配給機構合理化の問題として極めて重要なものであるが、之に關する論述を試みることは、本稿の論攻より枝路に入るものであるから、ここにては之を割愛することとする。

次に、今一度本項の初めに還へる。既に本項冒頭に於いて糸口を見せて置きたる如く、今や人的・物的資源の日滿支配分は益々計畫的ならんとしつつある。ここに謂へる日滿支配分とは、固より地理的なる配分を意味すること勿論であるが、また日滿支の天地に亘りての、要急・不急の産業部門なる配分をも意味するものである。實に、興亞計畫經濟の所期するところは、日滿支の天地に亘り、必要なる場所、必要なる産業に對し、必要なる勞力と物資とを計畫的に配分し、日滿支經濟共同體の構成分子としての各地産業・各種産業の、最高給付能力の發揚を求め、以て亞細亞民族の繁榮と福祉を招來せんとするにあるのである。此の計畫經濟の内容を叙述し、検討を試みることは、固より本稿の目的とするところではないが、今ここに之を試みなくても、或は軍需産業部門・輸出産業部門に、或は滿洲産業計畫、北支開發計畫に、即ち、もつと端的に言へば、内地小賣商部門以外の方面に、多くの人的並びに物的資源の要求されて居ることは、何人も異義無く認むるところではあるまいか。

然るに、内地小賣商部門を現情のまま放置せんか、ともすれば、何等かの機會によりて小金ねを握める人々が、既に小賣商部門が人的にも物的にも飽和状態に在るを知らず、同部門の經營がもはや知識經驗無くしては行ひ易からざるを辨へず、なほ此の部門に流入せんとする處れが十分にある。無資格者は勿論、有資格者と雖も、保守退嬰的態度に出で、小賣商界に小生の安きを（事實は然らざるに）求めようとする處れが十分にあるのである。此の故にも許可制を導入し、勞力と資本の流動に關する計畫經濟の意圖を、十分に一般に明示することが勸奨されるのである。

ただ此の點、之を個人營業收益稅・府縣營業稅等に於ける、最近の納稅者統計に見れば、右の小賣商部門への流入の虞れが暫時去りたる如くである。然しながら私を以て之を見るに、私の理解する許可制は、何等小賣商に積極的な特權を賦與するものにあらず、何等小賣商の廢業・轉業を妨ぐるものにあらざるが故に、斯かる統計的事實の存在が敢へて許可制導入を積極的に拒否することにはならない。斯かる事實と許可制導入の間には何の矛盾をも包藏しない。換言すれば、許可制導入の故に右の統計的事實が何等か反對の方向に轉換して行くといふ様なことは考へられない。否、斯かる場合の統計的數字は流入と流出との結果であるが故に、之に流入の制約を試むることは、寧ろ却つて此の傾向に拍車をかけることになる。更に一步進みて言へば、私に於いては斯かる數年間の統計的數字を以ていま遽かに前段の虞れを拂拭する能はず、否寧ろ之を以て、許可制導入を摩擦無く行ひ得る絶好機會を示すものなり、とさへ解したのである。

又、既に前記の如く人的並びに物的に飽和状態にある小賣商界へ、無反省なる流入の行はるる結果は、纏がて數年の後の同界よりの同一營業者又は他營業者の流出とならざるを得ない。これを東京府調査の一例に見るも、昭和元五年の五箇年間に於ける、當時の東京市近接五郡の小賣開店數は八二、六一〇にして、閉店數は四一、二〇四となつて居る。實に廢業店數は前年末現在數の一割六七分に上り、同年開業店數の五割に達して居る始末である。固より廢業者の中には成功して引退する者、更に他業への躍進轉業を試みる者、等もあるであらうが、私の見聞せる範圍にては未だ斯かる事例は極めて少數である。大部分は苦境に陥り、失敗の悲運に會して退く者である。斯かる際、人は或は失敗の苦杯を嘗め創痕を受けながらも、なほ同界よりの流出を見るかも知れないが、物は多く消耗し盡され、乃至

は固定化し死産化し、再びが同界よりの原量のままの流出を見ることは覺束ない。ここに無計畫無統制による國民經濟上の大なる無駄がある。其の無駄の存在の判りながらも、尙且つ自由流入の現状を容認せんとすることは、資源の愛護尊重を唱へ、無駄無き國民經濟の運行を庶幾ふ者の黷過し難きところである。斯かる觀點よりも亦、小賣商界に對する許可制の導入が主張されねばならぬ。

七

小賣商許可制の要請はまた消費者保護の立場よりも發せられ得る。消費者乃至一般公衆の利害關係が重視され、或る經濟組織乃至或る制度の價值判斷が、斯かるものを標準として爲さるることは甚だ多い。又或る制度自身が、斯かる標準を或る事項判斷のために指定することも少なくない。近くに例をとれば、既に述べたところの如く、ナチスの小賣商の立法は、必需性判斷の標準を、斯かる消費者乃至一般公衆の利害關係 (*Öffentliche Belange*) にとらしめて居るのである。蓋し、社會構成の全員が、すべて例外無く消費者であるから、國民全體社會を、消費一色の照明の裡に考察するといふ立場をとることも可能なわけである。夫の「消費者は究極の王者なり、」 (*The consumer is the ultimate king*) との立言は、戰時統制經濟の時代に於いても、また解釋によりては妥當するものとなる。ただ戰時に於いては、此の消費者が戰場を駆けめぐる將校兵卒となり、其の消費物が彈藥糧食と特化されるだけである。輸出品の場合は外國に消費者が在ることになるが、更に之を國民經濟的に突き進めて行けば、輸出は輸入を豫定し、輸入品の消費を豫想し、其の消費者が戰時に於いては又結局將校兵卒となるのみである。國內民需品・平和用品に關し、右

の立言が妥當することは、平戰時に亘り首肯されるところであらう。ただ此の場合の消費者は、戦場の消費者に對して第二義的に見られ、其の間消費者間の輕重の差を生ずるのみである。しかし與へられたる産業の部門の關する限りに於いては、消費者が常に其の究極の王者たることに動きはない。

斯くの如き性質の消費者に直接する小賣商の責務は生易さしいものではない。譬へば朝貢を王者に取次ぐ侍臣のそれの如く、生産物を消費者に取次ぐ小賣商の職責は重且つ大である。然るに小賣商界の現狀は如何。其の間に、商業的知識經驗乏しく、給付能力の劣弱なる者が甚だ少なくない。其の結果、眞に必要な物資が、之を眞に必要とする消費者に傳達され得ざる様になるに至りては、甚だ遺憾なりとせざるを得ない。更に素質の劣悪なるが爲め、同業者に對し不正競争を敢へてし、消費者に對し不正の品質・數量を、不正なる價格にて供給するに至りては、もはや之を看過することが出来ない。之に相當の處罰を加ふると共に、之を小賣配給擔當者たるの地位より追はなければならぬ。然らざるに於いては、消費者の利益は侵され、爲めに國民全體社會の福利厚生は蝕はまれることになるのである。乃ち、斯くの如き遺憾なる小賣商、看過し難き小賣商を、整理淘汰し、ただ或る標準以上の、商業的知識經驗と人格的信賴の具はれる者のみを、消費者の奉仕者 (Dienster) として選任することが要請される。乃ち、消費者保護の立場よりも、小賣商の許可制の要請が發せられ得る所以である。

八

最後に、小賣商の許可制が小賣商の經營經濟的立場より要請せられることにつき、若干の検討を試み度い。ここに

經營經濟とは、綜合國民經濟を構成せる個別的なる私經濟的なる經營經濟のことである。小賣商の經營經濟に於いては勿論種々の事項が問題とされねばならぬが、小賣商の過剩 (Übersetzung) より生ずる取扱商品數量の過少、從つて結果する間接費割掛額の増加、之に併行して生ずる同業者間の熾烈なる競争、は、其の最も重要なものの中の一つであらう。小賣商の過剩に關する實際的調査は既に各方面に於いて試みられて居るが、昭和五年の東京市の一調査に見るも、白米部門、生鮮食料品部門、酒・清涼飲料部門、味噌・醬油・調味料部門、菓子部門、乾物・罐詰・砂糖部門、燃料部門、雜貨・小間物・洋品部門、莫大小・襪衣・足袋部門、呉服・絹織物・袴部門等にありては、何れも其の二割以上が、半徑五町以内^に於いて十六店以上の過剩に苦んでゐるのである。之は何れも二割以上であるが、特に白米部門では三割五分、酒・清涼飲料部門では四割一分が、此の率の過剩に苦んで居るのである。斯かる小賣商の過剩に基く、右の如き困難より歸着するところは、必竟、經營の危殆化であり、轉業であり、破産である。それが國民全體社會に如何なる影響を與ふるものであるかは、既に他の關聯に於いて述べたところであるが、經營者自體にとりて此の事は實に死活の問題である。乃ち、當業者側より、當業者の救濟・保護の手段として、^(第五項)、主として過剩排除、數制限の立場より、許可制の要望請願さるる所以である。

さて、過剩の問題を検討するに方り、私等の忘れてならないのは、小賣配給擔當の有資格者即ち一定水準以上の能力人格具備者のみにつきて見て尙且つ存在する過剩と、無資格者即ち一定水準に達せざる能力人格具備者の介在せるが爲に存在する過剩、とを截然區別することである。以下此の區別を腦裡に堅持して考察を進めることとしよう。抑も、當業者が同業者の過多なる事情に照し、取扱商品の過少を嘆じ、經營採算の立て難きを説く點は一應理解され

る。殊に事變の進展に伴ひ、内民需關係物資の統制により、取扱品の種目・數量の益と過少ならんとするとき、此の窮狀を訴ふるの急なるは理解し得らるるところである。ただ私は、斯かる事情に基く許可制の要望が、如何にしても一度は、本稿第五項既述の小賣商維持政策及び保護政策檢討の理論の濾過を経べきものなることを要請するものである。第五項既述の理論に抵觸せざる限りに於いて、當業者の要望は國策として採用される可能性を有つ。より端的に言へば、一は主張者が有用者有資格者なること、一は拒否される者が無資格者なること、を條件とする限りに於いて、其の要望は容れらるる可能性を有つ。第五項の論述を再びここに繰返すことは蛇足を爲くることであるが、其の要旨の光を本項問題に投げ掛けるときは、畢竟、國策として小賣配給擔當者の認定が爲さるるときは、此の任を全うすべき者としての、一定水準以上の知識經驗・人格的信賴を具備せる者が要せらるることとなる。斯かる有資格者を得、不適格者に對し斯かる適格者を保持するために許可制が採用され、之に關聯して不適格者に因る過剰が排除される可能性が生ずることとなる。小賣配給擔當者の適格者たることを條件として、初めて其の維持の手段、従つて、無資格者に因る過剰の防止の可能性が出て來るのではないか。然り、私は此の場合、敢へて無資格者の介在による過剰のみを問題とし、有資格者に因る過剰を問題としない。蓋し、敢へてすべてが有資格者たる場合の過剰を考察するとすれば、私等は直ちに次の様な事實に直面するからである。即ち、第一に事實の問題として、既に第二項にて觸れたる如く、斯かる者の過剰の實際的判定は極めて困難である。第二に政策の問題として、斯かる有資格者の數制限につきては、それが飽くまで國策的見地より爲さるべきものなるが故に、時に人口の流動・蓄積・配分等、何等かより大いなる國策的見地より、過剰また止むなしとさるることも、十分考へ得らるるからである。

尙ほ此の機會に於いて、聊さか私の立場を闡明することを許され度い。上來の私見開陳により讀者の既に察知せられたる如く、私は許可制に於ける資格主義の立場は飽くまで之を譲らず、數制限の方は敢へて之を固執せざるものである。事實私に於いては、小賣商の許可制と小賣商の數制限との間に、何等かの本質的な關係を見出すことは出来ないのである。小賣商の許可制は本質的に能力的人格的資格のことを云々し、數のことは小賣商界、否國民全體社會の人口配分を考慮し、随ひて多く随ひて少なくして行くところの最高政治的運用に一任すればよろしいと思ふ。ただ能力的人格的一定水準が設けらるるが故に、此の水準以下の者は飽くまで拒否されることになる。そして此の關する限りに於いて、數の制限を見るのである。又實際上相當制限せられることにもなる可能性が見える。そして又此の可能性考慮の上にて數制限論者の許可制要請も行はれて居る様である。が然し之はどこまでも無資格者に關してのことである。右の水準以上の有資格者の志願者が多くなるときには、運用によりては却つて其の數を増すこともなる。されば、私の所謂能力人格主義に立つ小賣商許可制の導入に於いて、直ちに數制限の效果を之に期待することは早計であり、また之を數制限策なりと速斷し、之に反對論を投げ掛けることは當らないのである。而かも此の事情を辨へず、資格制限の許可制すら、人口の流動・蓄積・配分の上に妨げありと論ずる者ありとすれば、此の論者は制度の運用てふことを知らざるものなりとの誹りを免れないであらう。若しそれ資格制限の許可制が、尙且つ無資格者の數制限を齎すが故に、それ故に人口の流動・蓄積・配分上不都合ありと論ずる者ありとすれば、私は唯啞然たるのみであるが、一應私は斯かる論者に對する答へ並びに要請として第一項の記述を提出したい。されどそれにも不拘、論者が小賣配給擔當者の任務を認めず、その社會のハキダメたるべきことを要請し、之に資格制限すら認むることを

躊躇するに至りては我また何をか言はんやである。過剰人口のプールにも良からう。然し斯かる場合の人々は飽くまで有資格者であつて欲しい。私は有資格者の過剰は時によつて容認する。否、容認することが人口政策上ばかりでなく、小賣界の振興策の上にも必要なることのあることを認むるものである。要言すれば、一定有資格者の關する限りに於いて、許可制の導入が人口政策上妨げありとなすは、許可制運用を誤解せるものである。無資格者の關する限りに於いて、許可制は或る種の人口政策に妨げあるも、寧ろ此の妨げあらしめることが許可制の意圖するところである。一部の人口論者が小賣商界を認識せず、斯かる無資格者の自由流入をも尙ほ強要するに於いては、私と一致する餘地はもはや發見せられない。私に於いて小賣商身分團體確立を沮止する如き何等かの政策は考へられない。但し、私に於いて、行商界・露店商界への流入を拒否するものに非ざることとは第六項記述の如くである。

九

私の見るところでは、小賣商許可制の導入に關する、官民兩界、學界評論界の態度は概ね積極的である様である。ただ然し、何分問題が大きく波及するところが大であるので、各方面への影響の顧慮のあるとき、其の見極めの容易ならざるに於いて、消極的態度に出づる向も無しとしない。もはや私に與へられたる紙數は盡きんとして居るが、私は以下斯かる消極的態度のよつて來るところにつき、若干の考察を試みて見たい。

第一の消極的態度は人口問題の考慮より發するものである。之は前項後段にて既に取扱ひたるところであるが、小賣商界が從來景氣變動等に基く過剰人口調節のプールの機能を果したるに鑑み、許可制によるその機能喪失を慮るに

出づるものである。然るに小賣商界が從來過剩人口のプールたる機能を果したりと見るのがそもその誤謬ではあるまいか。第六項最終文段の記述が之を證明して居る。又前項記述の如く、私等の考へて居る許可制に於いては、有資格者の關する限りに於いては其の流動の決定を一に最高政治的運用に委せて居るから、敢へて之を拒否するものではなく、問題は結局無資格者の流入拒否のこととなるが、之とても苟しくも小賣配給界の現情が直視され、その整備向上が念願さるる限り、此の流入拒否に難色の示さるることはよもや有るまいと思はれる。況んや行商界・露店商界への流入容認が爲さるる限り、其の拒否の敢へて全面的ならざるに於いておや。否、寧ろ第六項記述の如く、興亞計畫經濟完遂のためには、有資格者の關する部面に於いて、許可制を基礎として、大所高所よりの人口の流動・蓄積・配分を調整指導すべき、積極的方策に出づべきではあるまいか。

第二の消極的態度は消費者利益の考慮より發するものである。私は第七項に於いて、消費者擁護の上よりも、小賣商許可制に關し積極的結論に達し得べき考へ方を開陳したが、同じき消費者擁護の上より、消極的態度に至るべき考へ方も一應考へられる。即ち、許可制は小賣商數を制限し、競争を緩和する。従つて價格は引上げられ、サーヴィスは低下する。許可制は消費者大衆の犠牲に於いて小賣商を不當に擁護するものなりとの考へ方が一應考へられる。然しながら屢述の如く、私等の意圖する許可制は無資格者を制限せんとするも、有資格者を無下に制限せんとするものではない。小賣商界、否國民經濟界の實情に鑑みて、適度に許可される有資格者數は、適度の競争を維持することになる。無資格者の氾濫により醸し出だされる、消費者に有害なる如き不正競争は之を排し、有資格者の適量による適度の競争のみ維持せんとする。サーヴィスの劣悪なる小賣商擁護の意圖は毛頭無い。況んや不正の品質・數量を、

不正なる價格にて消費者に供給する如き小賣商を看過せんとするのではない。許可制は之等を看過せざらんがためのものである。斯かる徒輩はそれ自體無資格者たるものであり、許可は取消され、小賣配給擔當者たるの地位を追はるのみである。又曰く、許可制の實施は既存の小賣商に何等か營業權の如きものを認與することになり、讓渡の際に於ける其の評價は結局讓受人の原價となり、轉じてそれは消費者に嫁せらるるに至るであらうと。然しながら、私等の意圖する許可制は、何等の斯かる權利を認與するものでなく、従つて又何等の斯かるものの讓渡を認めるものではない。許可は營業の土地建物に與へられず人に與へられる。許可されたる人を有たざる土地建物は、小賣商の關する限りに於いては全く無意義である。ただ許可されたる人が既存の土地建物を或は買求め或は賃借するであらうが、其の場合の評價は、許可を離れての土地建物自體の營業収益性によるものであり、何等許可制によるその土地建物附隨の營業權の如きものの考慮を含んではならない。

第三の消極的態度は店員將來の顧慮より發するものである。商店員として勤務するものの多くは、斯業に關する經驗と知識とを修得し、他日の獨立開店を希求するものである。許可制の實施は彼等の前途に一つの堰を作ることであり、其の將來に保障を與へざることになる。現在店員は不安を感じ、新らしき志望者は來らず、經營者側は爲めに店員難にも陥いるであらう、といふのが此の態度のよつて來るところである。然しながら、私等の意圖する許可制は、縷説の如く、敢へて有資格者を全部否定するものではない。許可を認與するや否やの決定的要素は、ただ有資格者なりや無資格者なりやのみである。店員が幾年か努力して經驗知識を修得せるときは、彼等は已に立派なる有資格者となつて居る筈である。此の資格を得んとするの努力は、また經營者にも國民全體社會にも、良き効果をもたらす。し

かも許可制により、素人の知識経験無き無資格者が拒否せられるだけ、それだけ彼等有資格者の許可、開店、開店後の營業は有利になる。ただ一つ有資格者なるに不拘許可無き場合が考へられるが、それは縷説せるところの如く、國策の大所高所より決せられることにて、寧ろ制度の運用に關することであり、許可制そのものの爲いではないのである。而かも、許可制の運用につき爲政者が、商店員出身の有資格者の許可に相當の考慮を加ふるの用意さへあれば、斯かる問題と雖も自ら解決されるのである。否、ここまで來れば商店員にはそれが積極的に有利になり、彼等の前途に光明が與へられることになるのである。

第四の消極的態度は導入時機の考慮より發するものである、即ち、許可制要請の理論は一應理解したりとするも、なほ現在が該制度導入の時機なりとする考へに對しては果して考慮の餘地無きや。現在小賣商數は猶ほ過多であるかも知れぬが、決して増加の道を辿りつつありとは言ひ難い。否、減少の途を辿り、謂はば整理時代を現出して居るのである。斯かる時機に許可制を導入することは、現在の傾向を沮止し、且つ將來の配給機構の整理等何等かの積極的整理を妨害する所ではないか、といふ省察が加へられることは一應肯かれる。然しながら、第六項第八文段に於いて既に論述せるところの如く、私等の意圖する許可制は、小賣商に單に小賣配給擔當者たる法律的資格を認與するのみにして、何等か積極的な特權を賦與するものではない。換言すれば、國家が何等かの義務を負擔するが如き、小賣商生存特權、小賣商營業特權、小賣物資受給權等を賦與するものではない。従つて許可は小賣商の廢業・轉業を何等沮止するものでなく、整理に逆行するものでない。否、該制度が流入の上に何等かの沮止的效果を齎らすものとすれば、整理の傾向は促進さるのみである。更に斯かる整理時代こそ、許可制導入を最も摩擦無く行ひ得る好機なり

ともいふことが出来る。況んや、興亞計畫經濟完遂のための、統制強化の必要といふことが、他面に於いて、小賣商の許可制を喫緊事として積極的に要請して居るに於いて、導入時機への消極的考慮は解消されねばならないのである。

10

要之、小賣商身分團體の確立希願を根柢とし、團體構成の有資格者を觀念し、其の計畫經濟的統制を強化し、併せて消費者・當業者の保護・維持を齎らさんとの要請が集積凝合して、ここに小賣商許可制への積極的態度が生れ来るものと考へられる。其の間要請の發するところを異にするにつれ、許可制の内容に意圖さるところは自ら異なるべきであるが、しかも猶ほ一脈共通意圖の存するを看取することが出来る。私は上來の論述により、其の最も大いなるものが資格制限にあることを略々闡明したりと信ずるものである。資格制限の意圖さるる限りに於いては、ここに掲げたる異なる立場より發せられる要請すべてに共通である。固より要請發點の異なるにつけ、制度立案の細部に至りては衝突するところあるを免れないが、私は斯かる場合の取捨讓歩の順位は、本項冒頭に掲げたる要請の順によるべきことを提案する。順位を誤りて其の根を釋て其の枝に灌ぐの弊に陥ひらざらむことを希求する。腦裡に堅持したき希願は飽くまで小賣商身分團體の確立であり、それは數の問題でなく質の問題である。此の希願を没却する他の要請、此の希願に背反する制度立案には、遺憾ながら賛意を表し難い。小賣商身分團體確立の方向に沿ひて計畫經濟的統制強化は可能であり、他面兩者の方策は互ひに因たり果たる關係にある。小賣商身分團體確立の方向に沿ひて消費者・當業者の保護・維持も有意義に行ひ得られる。當業者の維持も振興も其の有資格者たることを前提とする。問題は無資

格者に残るが、之に對し小賣商界は一應行商・露店商部門を開放する。但し、小賣商全部門を之に開放し、有資格者小賣商の犠牲に於いて、否、消費者、全體計畫經濟社會の犠牲に於いて、之を支持救護すべしとなす社會政策には同意し難い。更にまた斯かる無資格者の混入状態認容を前提として論ぜらるべき小賣商政策もとり上げ難い。無資格者、弱體過剩人口の流動指導・授職・給與等は、小賣商部門を離れて、廣く全體經濟部門乃至全體社會の立場より、社會厚生政策の課題として考察さるべきではないか。(一九三九・一〇・一五稿)